

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 28 件

厚生年金関係 28 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 5 日から 23 年 3 月 1 日まで

申立期間について脱退手当金が支給済みとなっているが、母親から脱退手当金を受給したという話を聞いたことがないので年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に記載されている標準報酬月額が一致していないことが確認できるなど、社会保険事務所（当時）において申立人に係る記録管理が適切に行われていたとは認め難い。

また、申立人に支給されたとされる脱退手当金の額は、上記の厚生年金保険被保険者台帳に記載された標準報酬月額を基に算出した法定支給額の三分の一に満たないものとなっており、その原因は不明であるなど、脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

滋賀厚生年金 事案 1024

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（106万円、2万円、55万円及び55万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を106万円、2万円、55万円及び55万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（106万円、2万円、55万円及び55万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（106万円、2万円、55万円及び55万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（120万円、5万円、65万円及び65万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を120万円、5万円、65万円及び65万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（120万円、5万円、65万円及び65万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（120万円、5万円、65万円及び65万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（25万円、30万円、25万円及び25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を25万円、30万円、25万円及び25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（25万円、30万円、25万円及び25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（25万円、30万円、25万円及び25万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1027

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（35万円、40万円、40万円及び38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を35万円、40万円、40万円及び38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（35万円、40万円、40万円及び38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（35万円、40万円、40万円及び38万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（25万円、30万円、30万円及び30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を25万円、30万円、30万円及び30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（25万円、30万円、30万円及び30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（25万円、30万円、30万円及び30万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（30万円、35万円、70万円及び70万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を30万円、35万円、70万円及び70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（30万円、35万円、70万円及び70万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（30万円、35万円、70万円及び70万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1030

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（44万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1031

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（30万円、30万円、55万円及び60万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を30万円、30万円、55万円及び60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（30万円、30万円、55万円及び60万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（30万円、30万円、55万円及び60万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（15万円、40万円、40万円及び45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円、40万円、40万円及び45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（15万円、40万円、40万円及び45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（15万円、40万円、40万円及び45万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（70万円、5万円、40万円及び55万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を70万円、5万円、40万円及び55万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（70万円、5万円、40万円及び55万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（70万円、5万円、40万円及び55万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（25万円、30万円、35万円及び35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を25万円、30万円、35万円及び35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（25万円、30万円、35万円及び35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（25万円、30万円、35万円及び35万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1035

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（40万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1036

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（35万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（140万円、5万円、70万円及び80万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を140万円、5万円、70万円及び80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（140万円、5万円、70万円及び80万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（140万円、5万円、70万円及び80万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1038

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（35万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（35万円、40万円、40万円及び40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を35万円、40万円、40万円及び40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（35万円、40万円、40万円及び40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（35万円、40万円、40万円及び40万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1040

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（40万円、40万円、40万円及び42万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を40万円、40万円、40万円及び42万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（40万円、40万円、40万円及び42万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（40万円、40万円、40万円及び42万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1041

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（43万円、43万円、40万円及び40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を43万円、43万円、40万円及び40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（43万円、43万円、40万円及び40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（43万円、43万円、40万円及び40万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（70万円、70万円、140万円及び20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を70万円、70万円、140万円及び20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（70万円、70万円、140万円及び20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（70万円、70万円、140万円及び20万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（28万円、28万円、30万円及び33万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を28万円、28万円、30万円及び33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（28万円、28万円、30万円及び33万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（28万円、28万円、30万円及び33万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1044

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（126万円、5万円、50万円及び50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を126万円、5万円、50万円及び50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（126万円、5万円、50万円及び50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（126万円、5万円、50万円及び50万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1045

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（90万円、5万円、45万円及び45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を90万円、5万円、45万円及び45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（90万円、5万円、45万円及び45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（90万円、5万円、45万円及び45万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（140万円、5万円、75万円及び80万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を140万円、5万円、75万円及び80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（140万円、5万円、75万円及び80万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（140万円、5万円、75万円及び80万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1047

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（90万円、10万円、55万円及び55万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を90万円、10万円、55万円及び55万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（90万円、10万円、55万円及び55万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（90万円、10万円、55万円及び55万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（110万円、5万円、55万円及び70万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を110万円、5万円、55万円及び70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（110万円、5万円、55万円及び70万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（110万円、5万円、55万円及び70万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（35万円、40万円、40万円及び38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を35万円、40万円、40万円及び38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（35万円、40万円、40万円及び38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（35万円、40万円、40万円及び38万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1050

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年6月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月28日から同年8月1日まで
② 昭和55年8月26日から同年9月1日まで
③ 昭和62年7月1日から同年11月1日まで
④ 平成5年6月30日から同年7月1日まで

申立期間①についてはB社に、②についてはC社に、③についてはD社に、④についてはA社に、いずれも正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、雇用保険の記録、事業主の証言及び事業主から提出された平成5年7月分の給与支払集計表から判断すると、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のA社における資格喪失時のオンライン記録及び前述の給与支払集計表の控除内訳において確認できる厚生年金保険料から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社における資格喪失日を平成5年7月1日とすべきところ、誤って同年6月30日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申

立期間④に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、「B社において、昭和54年7月31日まで引き続き勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人が記憶する当時の同僚4人に照会し、全員から回答を得たが、いずれも申立人のことを記憶しているものの、当該期間における申立人の勤務実態を確認することはできなかった。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料や証言を得られなかった。

さらに、雇用保険における申立人の離職日(昭和54年7月27日)の翌日は、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

申立期間②について、申立人は、「C社において、昭和55年8月31日まで引き続き勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人が記憶する当時の同僚2人に照会し、1人から回答を得たが、申立人のことを記憶しているものの、当該期間における申立人の勤務につき確認することはできなかった。

また、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時の事業主も死亡していることから、適用事業所ではなくなった当時の事業主に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料や証言を得られなかった。

さらに、雇用保険の記録では、申立人の離職日は昭和55年8月20日となっている。

申立期間③について、申立人は、「D社においては、昭和62年11月1日ではなく、同年7月1日から勤務した。」と主張している。

しかし、当時の同僚は、「あの会社は入社してもすぐに厚生年金保険には入れてくれなかった。私も入れてもらったのは何か月もたってからだった。他の従業員も皆そういう話をしていた。」と証言していることから、事業主は必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

また、事業主に照会したところ、「当時の資料が無いため不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料や証言を得られなかった。

さらに、申立人の雇用保険の記録においても、昭和62年11月1日に資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間③において、申立人は、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 1009

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年11月まで

申立期間当時、夫は失業中で失業給付を受けながら時間をかけて職探しをしていた。この間の国民年金保険料は妻である私が納付していたと記憶している。未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年3月8日に、当時の居住地であるA市において払い出され、厚生年金保険被保険者資格を取得した52年4月13日まで、国民年金の任意加入者として保険料を納付していることが、同市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる。

しかしながら、申立期間当時の申立人の居住地であるA市において、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後の申立期間に、申立人の国民年金の加入手続が行われた形跡は見当たらず、同市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「本人・55. 1. 31 厚年そう失、55. 12. 8 厚年加入、(配) 厚年加入者」と記載されていることから、申立人の配偶者が厚生年金保険被保険者であることを同市が把握していたと考えられ、任意加入対象期間である申立期間について、遡って加入することもできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得記録欄には、申立期間の加入記録の記載があるものの、前述の事情を踏まえると、適正な記録とは考え難く、同手帳には保険料を納付した記録も無い。

さらに、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することはできず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号

番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は既に亡くなっており、申立期間の加入手続や保険料の納付を行ったとするその妻の記憶も曖昧であり、申立人の主張を裏付ける事情はうかがえない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から54年3月まで

私は、昭和51年1月に会社を退職し、手に職を付けるため3年間Aの見習修行に行った。当初収入が少なかったため、母親が保険料を納付してくれることになり、申立期間の3年間は納付してくれていたと記憶している。調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和54年10月2日に払い出され、51年2月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、この時点では、申立期間のうち同年2月から52年6月までの期間は、時効により、制度上、保険料の納付はできず、申立期間に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、B市の国民年金保険料の収滞納リストを確認しても、申立期間については保険料を納付したことを示す記録が確認できない上、同リストの記録はオンライン記録とも一致していることから、申立人の記録に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続や保険料の納付等に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとされる申立人の母親からは高齢のため聞き取りができないことから、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 1011

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から 63 年 6 月まで

私の夫が、結婚に伴う扶養の процедуруをした際、私の国民年金の未納期間が判明し、平成元年 2 月頃に、夫婦で A 市役所に出向き、それまでの未納期間の国民年金保険料を一括して納付した。当時、遡及期間の知識も無く、市役所の人に言われるまま約 30 万円の保険料を窓口で納付し、持参した年金手帳に何か記入されたが、領収書は交付されなかった。ところが、国の記録では、申立期間の後の短い期間の納付記録しか無い。申立期間の保険料も一括して納付したので、納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の第 3 号被保険者の処理日は、平成 2 年 10 月 8 日とされており、申立人の国民年金手帳記号番号の前後 22 人の被保険者資格取得日を見ると、同年 8 月及び同年 9 月に 20 歳到達を契機に資格を取得した者が確認でき、当該 22 人全ての被保険者について、昭和 63 年 6 月以前の国民年金保険料が納付されていないことが確認できることを踏まえると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 8 月から 9 月頃に払い出されたものと推認でき、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間に該当する。

また、A 市は、「当時の A 市の国民年金担当課では、現金による国民年金保険料の収納はできなかった。」と回答している。

さらに、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行うも、現在の国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付してい

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1051

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から同年9月1日まで

私は、昭和19年4月にA社が経営していたB学校に入学し、その後63年8月まで引き続き同社C工場で勤務していた。同事業所における厚生年金保険の資格取得日は22年9月1日であるが、同級生の友人は、第三者委員会への申立てにより同年3月1日からの資格取得が認められたことから、私の記録も同様に訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

B学校の同級生の証言、B学校の同窓会組織である「D」の会員名簿及びA社が発行した「E」等により、申立人は申立期間当時、同校に在籍し、同社C工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、A社に照会したところ、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかったものの、同社が保管する厚生年金保険に関する資料である「決定通知書」において、申立人の同級生の被保険者資格取得日は昭和22年9月1日と記載されていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の「資格取得年月日」、厚生年金保険被保険者台帳索引票の「最初の資格取得年月日」等、複数の資料には、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が、昭和22年9月1日と記載されている上、当該払出簿を見ると、事業所ごとに同被保険者記号番号が払い出されているところ、当該払出簿において、同社に払い出された申立人を含む複数の同級生の同被保険者記号番号に対応する当該索引票の「最初の資格取得年月日」は、全て同年9月1日であることが確認できるとともに、当該払出簿及び索引票について遑って訂正されているなど、不自然な点

は見られない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、オンライン記録の申立人の資格取得年月日（昭和22年9月1日）から、A社に係る同台帳記号番号の払出しが確認できる昭和22年1月17日まで遡り、厚生年金保険被保険者台帳索引票を調査しても、申立人及び同級生の氏名は見当たらなかった。

なお、申立人の同級生のうち1人については、A社における「資格取得年月日」が昭和22年3月1日と記載されているF社会保険事務所長発出文書「厚生年金被保険者期間について（回答）」（昭和55年4月23日付け）及び厚生年金保険の「初めて被保険者となった日」が22年3月1日と記載されている年金手帳（昭和61年8月14日付け再交付）を長年にわたり保管していることから、当委員会においてあっせんされたものであるが、申立人については、そのような事情は見当たらず、前述のように、同社が保管している資料及び厚生年金保険被保険者台帳索引票等の状況から、事業主が22年3月1日に資格取得の届出を行った事跡は認められない上、複数の同僚から提出された厚生年金保険の被保険者証においても、資格取得日は同年9月1日と記載されていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者名簿において、昭和22年3月1日及びその前後の期間に資格を取得した者108人について調査したところ、D会員名簿に名前が記載されている者は1人も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から同年9月1日まで

私は、昭和19年4月にA社が経営していたB学校に入学し、その後63年8月まで引き続き同社C工場で勤務していた。同事業所における厚生年金保険の資格取得日は22年9月1日であるが、同級生の友人は、第三者委員会への申立てにより同年3月1日からの資格取得が認められたことから、私の記録も同様に訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

B学校の同級生の証言、B学校の同窓会組織である「D」の会員名簿及びA社が発行した「E」等により、申立人は申立期間当時、同校に在籍し、同社C工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、A社に照会したところ、同社が保管する厚生年金保険に係る資料である「決定通知書」の被保険者資格取得日は、昭和22年9月1日と記載されており、オンライン記録と一致する。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の「資格取得年月日」、厚生年金保険被保険者台帳索引票の「最初の資格取得年月日」等、複数の資料には、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が、昭和22年9月1日と記載されている上、当該払出簿を見ると、事業所ごとに同被保険者記号番号が払い出されているところ、当該払出簿において、同社に払い出された申立人を含む複数の同級生の同被保険者記号番号に対応する当該索引票の「最初の資格取得年月日」は、全て同年9月1日であることが確認できるとともに、当該払出簿及び索引票について遑って訂正されているなど、不自然な点は見られない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、オンライン記録の申立人の資格取得年月日（昭和 22 年 9 月 1 日）から、A社に係る同台帳記号番号の払出しが確認できる昭和 22 年 1 月 17 日まで遡り、厚生年金保険被保険者台帳索引票を調査しても、申立人及び同級生の氏名は見当たらなかった。

なお、申立人の同級生のうち 1 人については、A社における「資格取得年月日」が昭和 22 年 3 月 1 日と記載されている F 社会保険事務所長発出文書「厚生年金被保険者期間について（回答）」（昭和 55 年 4 月 23 日付け）及び厚生年金保険の「初めて被保険者となった日」が 22 年 3 月 1 日と記載されている年金手帳（昭和 61 年 8 月 14 日付け再交付）を長年にわたり保管していることから、当委員会においてあっせんされたものであるが、申立人については、そのような事情は見当たらず、前述のように、同社が保管している資料及び厚生年金保険被保険者台帳索引票等の状況から、事業主が 22 年 3 月 1 日に資格取得の届出を行った事跡は認められない。

また、厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 22 年 3 月 1 日及びその前後の期間に資格を取得した者 108 人について調査したところ、D 会員名簿に名前が記載されている者は 1 人も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1053

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年頃
② 昭和 57 年頃から 60 年頃まで

申立期間①については、A社においてBとして、申立期間②については、C社においてDの仕事に携わり働いた。

申立期間①及び②について厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、商業・法人登記簿謄本を見ると、申立人が勤務したとするA社は、昭和 43 年 8 月 7 日に設立されたことが確認できるものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、当時、A社を設立した事業主が経営し、E市において厚生年金保険の適用事業所として存在したF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても申立人の氏名は確認できない上、申立人が同僚として記憶する者の氏名も確認できない。

さらに、A社の事業を継承したG社は、「当時の事業主は、病气療養中のため、事情を聴くことは困難である上、当時の記録を保存しておらず、詳細は不明である。」と回答している。

申立期間②について、申立人が勤務したとするC社は、平成 20 年 6 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、病气療養中のため回答を得ることはできなかったが、申立期間②当時、同社において総務・経理事務を担当していた元事業主の妻は、「申立人は、Hの仕事を請け負っていた個人事業主に雇用されており、当社の従業員ではなかった。」と証言している。

また、申立期間②当時、C社に勤務していた元従業員のうち、所在が判明した7人に照会し、回答があった3人は、「申立人は、C社の従業員ではない。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、その請負業者が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

このほか、申立期間①及び②については、雇用保険の記録も確認できない上、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1054

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 10 月 1 日から 8 年 7 月 30 日まで
② 平成 8 年 7 月 30 日から同年 8 月 1 日まで
③ 平成 8 年 8 月 1 日から 9 年 2 月 5 日まで

申立期間①については、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が15万円になっているが、実際は毎月50万円の給与をもらっていたので、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、A社における資格喪失日が、平成8年7月30日となっているが、同社からB社への異動によるもので、継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、資格喪失日を同年8月1日に訂正してもらいたい。

申立期間③については、B社に勤務していた期間の標準報酬月額が15万円になっているが、実際は毎月50万円の給与をもらっていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社には、Cとして、新聞の折り込み広告の求人を見て入社したが、入社当時から給与は求人のおり50万円の固定給であった。」と主張している。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における平成6年10月1日の資格取得時の標準報酬月額は当初20万円と記録されていたが、7年9月6日付けで、6年10月1日に遡って15万円に訂正されていることが確認できる。

また、A社が加入していたD厚生年金基金から提出された資料によると、厚生年金基金加入員資格取得届では、オンライン記録と同様に当初20万円とされていたが、その後に、健康保険被保険者資格事項訂正届により、見込み誤りとして15万円と訂正されており、申立人の厚生年金基金加入員台帳の標準報酬月額記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社の人事・労務の担当者は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有しておらず、当時の担当者も既に退職しており、詳細は分からない。」と回答する一方、同社の代表取締役は、「Cの給与については、毎月5日に基本給の15万円を支給し、10日に歩合給を支給していた。歩合給は関連会社のE社から支給していた給与のため、社会保険は基本給に対してしか掛けておらず、社会保険事務所（当時）への届出も15万円で行っていたと思う。」と証言している。

加えて、申立人と同じCであった複数の同僚も、「給与は、毎月基本給と歩合給の2回に分けて支給されていて、社会保険は基本給にしか掛けられていないことは知っていた。」と証言している。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「B社でもA社と同じように給与は50万円の固定給であった。」と主張している。

しかしながら、B社の人事・労務の担当者は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有しておらず、当時の担当者も既に退職しており、詳細は分からない。」と回答する一方、A社の代表取締役でB社の取締役は、「B社でもCの給与については、毎月5日に基本給の15万円を支給し、10日に歩合給を支給していたが、歩合給は関連会社のE社から支給していたため、社会保険は基本給に対してしか掛けておらず、社会保険事務所への届出も15万円で行っていたと思う。」と証言している。

また、申立人と同じCであった複数の同僚も、「B社でも給与は毎月基本給と歩合給の2回に分けて支給されていた。社会保険は基本給にしか掛けられていないことは知っていた。」と証言している。

このほか、申立期間③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、「A社からB社への異動については、従業員に説明が無く、勤務場所も仕事内容も変わらず、同じ会社で継続して勤務し

ていると思っていた。」と主張している。

また、オンライン記録ではA社とB社の2つの事業所の所在地は同じで、雇用保険の記録でも、申立人はB社において平成6年10月1日から9年2月4日までの加入記録があり、申立期間も引き続き勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の担当者は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有しておらず、当時の担当者も既に退職しており、詳細は分からない。」と回答している。

また、前述のD厚生年金基金から提出されたA社における加入員資格喪失届の資格喪失日は、平成8年7月30日とされており、オンライン記録の資格喪失日と一致している上、申立人と同じように同年7月30日にA社における被保険者資格を喪失し、同年8月1日にB社において被保険者資格を取得したものが129人いることが確認できる。

さらに、異動先の事業所であるB社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、平成8年8月1日であることから、当該期間については、同社は適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、複数の同僚が、「A社からB社へ異動になったことについては、後から知ったことで、会社からは何の説明も無かった。」と証言しているものの、厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 6 月 21 日から 46 年 2 月 21 日まで
② 昭和 46 年 2 月 21 日から 49 年 9 月 12 日まで

日本年金機構からハガキが送付されてきたのでA年金事務所へ行って説明を受けたが、どうしても脱退手当金を受け取ったという記憶が無い。脱退手当金をもらったとされるB社での勤務場所はCのD社であり、Eの本社へ行く機会はあまり無かった。そのことから、脱退手当金を請求した記憶が無いので、もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 49 年 9 月の前後 2 年以内に資格を喪失し、当該事業所において 2 年以上の被保険者期間を有する者 12 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 6 人に脱退手当金の支給記録があり、その支給記録のある全員が約 6 か月以内に支給されている上、当時、当該事業所において総務を担当していた者は、「脱退手当金については、説明を行っており、必要に応じて代理請求を行っていた。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金裁定請求書には、申立人の結婚後の住所とともに、申立期間に係る脱退手当金の裁定日や支給日が記載されているほか、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約 2 か月後の昭和 49 年 11 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはう

かがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月から 11 年 9 月まで
国（厚生労働省）が記録している A 社（B 支店）での申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与月額と相違している。調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間については、A 社が保管する賃金台帳の記載内容から、申立人に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていないことが確認できる。

また、当時の事業主は、「申立人が B 支店に勤務するに当たり、申立人の業務内容及び賃金体系等をそれまで勤務していた C 支店の時とは変更した。具体的には、業務を営業に特化させ、給与の固定給分を下げ、D の契約を獲得した場合には、その契約を買い取って報酬を支給していた。これは、給与とは別計算の会計処理をしており、給与には含まれないものである。社会保険事務所（当時）には賃金台帳に記載されている報酬月額の 30 万円を届け出ている。」と回答している。

このほか、申立人から給与明細書の提出が無く、申立人が主張する標準報酬

月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 12 月 5 日から 32 年 1 月 18 日まで
年金記録では、A事業所において厚生年金保険に加入していた期間の脱退手当金を受給したことになっているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給金額及び支給年月日等が記載されていることが確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和32年3月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている脱退手当金の受給資格がある女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後のおおむね2年以内に資格を喪失した11人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、10人に支給記録が確認できる上、いずれも資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされていることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは、別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 40 年 7 月 20 日まで
脱退手当金の受給の有無についての確認依頼のはがきが送付されてきたが、受給した記憶が無いため、A年金事務所で調べてもらったところ、B社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者期間が受給済みとなっている。私は、脱退手当金を受給した記憶は無く、また、同社から脱退手当金についての説明を受けた記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C年金事務所において保管されている申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、「現金 40.10.8 支払済」の押印があるとともに、昭和 40 年 10 月 8 日に脱退手当金を受領した旨の申立人の署名及び押印が確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金支給額は、法定支給額とほぼ一致しており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 10 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなくない。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、当該裁定請求書において、同期間は記載されていない上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは、別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所（当時）において、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはいかたがえなくない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月1日から31年7月26日まで
② 昭和31年9月3日から34年2月14日まで
③ 昭和34年2月19日から35年7月1日まで

申立期間に係る脱退手当金が昭和35年12月29日に支給されたことになっているが、支給日は長男出産後で、育児等で忙しくしており、受け取った記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されており、申立期間の脱退手当金の支給額にも計算上の誤りは無く、当該事業所に係る被保険者資格喪失日（昭和35年7月1日）から約6か月後の昭和35年12月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは、別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1060

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 19 日から 38 年 2 月 15 日まで
② 昭和 38 年 2 月 15 日から同年 6 月 9 日まで
③ 昭和 38 年 12 月 18 日から 39 年 3 月 2 日まで
④ 昭和 39 年 11 月 2 日から 43 年 2 月 1 日まで
⑤ 昭和 43 年 3 月 7 日から同年 6 月 25 日まで

年金記録では、厚生年金保険に加入していた申立期間の脱退手当金を受給したことになるが、私は、脱退手当金を受け取った覚えが無い。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A年金事務所には、申立人に係る脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、申立人の当時の住所が記載されている上、申立人は、「脱退手当金は受け取ったことはない。しかし、時期は覚えていないが脱退手当金裁定請求書は自分で記入した覚えがある。」と供述していることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認めがたい。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、当該裁定請求書において、同期間は記載されていない上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは、別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所（当時）において、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。